



# 東京慈恵会医科大学

ご寄付のお願い



# 皆様のご支援をお願い申し上げます



学校法人慈恵大学  
理事長

**栗原 敏**

1881年、学祖・高木兼寛先生が成医会講習所を開設して、医師の育成を始めたのが本学の源流です。以来、貧しい人でも医療を受けることができるように有志共立東京病院を開院し、続いて、1885年、我が国最初の看護婦教育所を開設しました。今日まで、“病気を診ずして病人を診よ”という建学の精神のもと医療人を育成し、医学・医療の分野で社会貢献に努めてまいりました。

最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、病院全体として積極的に患者さんを受け入れ、受け入れ総数は全国トップレベルになりました。これも、建学の精神に基づく、医科大学と附属病院の社会貢献と考えています。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、授業や会議は対面方式が制限され、オンライン方式が多用されており、今後、4附属病院とともに西新橋校、国領校などの教学施設の一層の施設整備が求められています。

これまで、快適な医療環境の整備に努めてきましたが、現在、老朽化した第三病院の建て替えを予定しており、狛江市、調布市と協議して地域の医療ニーズに応えられる病院の建築を目指しています。また、国領校舎の建替えも検討しています。このような事業を実現するためには多額の資金を必要とします。大学は今後もこれまで以上に自助努力してまいります。資金の調達には限界があります。大学、病院を取り巻く社会環境は大きな変革期を迎えています。

皆様には、大学がおかれている厳しい社会環境をご理解の上、ご支援とご協力を心からお願い申し上げます。



東京慈恵会医科大学  
学長

**松藤 千弥**



新第三病院 完成イメージ図



## ご寄付をお考えの皆様へ

本学では、教育、研究、診療の一層の充実のため広く寄付を募っております。ご協力をお願いいたします。

なお、記念事業募金と同様、100万円以上のご寄付をいただいた方のお名前をドナーズボードに掲載させていただきます。また、税務上の優遇措置につきましても記念事業募金と同じ取扱いとなります。

### ■ 一般寄付金(個人・法人共通)

用途をご指定せず、幅広く教育・研究・診療に使用させていただきます。

お申込みには寄付申込書をご準備いただきます。

(寄付申込書につきまして、本学ホームページよりご入手いただくか、表紙の財務部経理課迄ご連絡ください。)

申込書をご郵送後、下記振込先へ寄付金をお振込いただくか、寄付申込書と寄付金をご持参の上、財務部経理課、または各病院の管理課までお越しください。

#### 【お振込先】

| 銀行名     | 支店名   | 預金種別・口座番号    | 口座名義                      |
|---------|-------|--------------|---------------------------|
| 三菱UFJ銀行 | 虎ノ門支店 | 普通預金 4068292 | ガッコウホウジンジケイダガククリジチョウクワハクシ |
| 三井住友銀行  | 日比谷支店 | 普通預金 2294804 | 学校法人 慈恵大学 理事長 栗原 敏        |

#### ●法人の税優遇措置について(特定公益増進法人に対する寄付金制度)

本学は特定公益増進法人に指定されているため、税制上の優遇措置を受けることができます。

寄付金を払いただきますと、学校法人慈恵大学発行の「領収証」「特定公益増進法人証明書(写)」「税額控除の証明書(写)」をお送りします。特定公益増進法人に対する寄付金は、一般寄付金の限度額と同額までを、一般寄付金と別枠で損金算入することが認められています。一般寄付金の「損金算入限度額」の算出方法等詳細については国税庁ホームページを参考にしてください。



新第三病院 完成イメージ図

## ●各種控除のご案内

平成23年度税制改正により、既存の「所得控除」に加え、寄付者の選択により新たに「税額控除」の適用を受けられるようになりました。

### (1)所得控除

所得控除を行った後に税率を掛け所得税額を算出します。

$〔年間の寄付金合計額^{(注1)} - 2,000円〕 = 寄付金控除額$  ▶ 課税所得金額から控除されます。

例) 寄付金が50,000円(所得金額が700万円の方で所得税率が23%)の場合の減税額: 約11,000円

$(50,000円 - 2,000円) \times 所得税率23\% \approx 11,000円$

(注1) 年間の寄付金合計額が年間の総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度です。

### (2)税額控除

所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、既存の所得控除と比較して、ほとんどの方のご寄付について減税効果が大きくなります。

$〔年間の寄付金合計額^{(注1)} - 2,000円〕 \times 40\% = 寄付金控除額$  ▶ 所得税額から控除されます。

例) 寄付金が50,000円の場合の減税額:  $(50,000円^{(注1)} - 2,000円) \times 40\% = 19,200円$

(注1) 年間の寄付金の合計額が年間の総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。また、寄付金控除額は所得額の25%が限度となります。

### (3)個人住民税の寄付金控除

平成20年度税制改正により、東京慈恵会医科大学への寄付金を寄付金税額控除の控除対象寄付金として条例で指定している都道府県・市区町村にお住まいの方は、個人住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。なお、詳細については、お住まいの各市区町村の税務担当課にお問い合わせください。

### (4)寄付金控除を受けるための手続き

所得税の「所得控除」「税額控除」、個人住民税の「税額控除」の適用を受けるためには、ご寄付いただいた翌年の確定申告期間に所轄税務署に対して所得税の確定申告をする必要があります。寄付金を払込みいただきますと、確定申告に必要な書類をお送りします。

尚、寄付金の所得控除額計算式等の詳細につきましては、国税庁ホームページをご参照ください。

## ■ 受配者指定寄付金(法人のみ)

日本私立学校振興・共済事業団(私学事業団)を通じて寄付者(法人等)が指定した学校法人に寄付をしていただく制度です。寄付金全額を当該事業年度の損金に算入することができます。

個人でのお申込みはお取り扱いができません。

お申込みには私学事業団専用の寄付金申込書が必要です。

(申込書につきまして私学事業団ホームページよりご入手いただくか、表紙の財務部経理課迄ご連絡ください。)

## ●法人の税優遇措置について(受配者指定寄付金制度)

寄付金全額を当該事業年度の損金に算入できます。

損金算入手続きには、私学事業団発行の「寄付金受領書」が必要です。この「寄付金受領書」は慈恵大学経由でお送りします。

なお、寄付金は一旦学校法人慈恵大学にご送金いただいた後、本学から私学事業団へ送金することになります。私学事業団の預金口座に寄付金が入金されてから、私学事業団の「寄付金受領書」発行までに約1ヶ月かかりますことをご承知置きの上、手続きをお願いいたします。